

## 第51回あさひまつり 出店者募集要項（案）

### 1. はじめに

あさひまつり実行委員会では、より来場者の皆様楽しんでいただけるよう準備を進めております。つきましては、今年にあさひまつりでも、昨年同様、町内事業者のみに限らず広く出店を募集させていただきます。

様々な出店者様にご参加いただくことで、来場者の満足度向上へと繋げ、県内有数規模のまつりとなるよう実行委員会一同努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 2. 開催概要

- ① 開催日時 令和8年7月25日（土）12:00～21:30 雨天の場合は、7月26日（日）に順延
- ② 会場 越前町役場前駐車場おまつり広場  
（福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1）
- ③ 来場者数 18,000人（第50回推計値）
- ④ 募集数 **【ふれあい横丁】**  
20区画（1区画：D3.6m×W2.7m、2間×3間テントの半分）  
**※1店舗当たり最大2区画までとします。**  
**【キッチンカー】**  
5区画（1区画：D5.0m×W2.5m程度）  
**※1店舗当たり最大2区画までとします。**
- ⑤ 問合せ先 あさひまつり実行委員会事務局（越前町役場商工観光課内）  
電話番号：0778-34-8720  
Eメール：syokou@town.echizen.lg.jp

### 3. 出店までの流れ

- ① 出店申込方法  
右記「申込フォーム」からお申し込みください。  
(<https://forms.gle/DwazGQ7PeQuyQFpi6>)
- ② 申込期限 1次募集：令和8年5月31日（日）まで（町内事業者限定）  
2次募集：令和8年6月1日（月）～6月7日（日）  
**※1次募集で募集店舗数に達した場合は、2次募集は行いません。**
- ③ 出店審査
- ・原則先着順としますが、同様の商品を取扱う出店者が複数いる場合は、他の商品を取扱う出店者とのバランスを考慮する場合があります。
  - ・原則最大2区画としていますが、他の出店者の希望区画数によりバランスを考慮する場合があります。
  - ・出店審査の結果に関するお問い合わせには、一切お答えできません。
- ④ 出店者の決定
- ・申込者全員に審査結果を通知します。また、出店決定者には決定通知書を送付します。



- ⑤ 出店者説明会
  - ・出店者に、出店場所や出店時の留意事項などの説明を実施します。
- ⑤ 出店料、備品レンタル料の支払い
  - ・出店料、備品レンタル料（以下、「出店料等」）は、期日までにお支払いください。お支払いいただけない場合は、出店できません。
- ⑦ 前日準備
  - ・前日準備は、午後1時から可能とします。なお、夜間警備は行いません。
- ⑧ 順延、中止の対応
  - ・順延、中止など変更がある場合は、実行委員会からEメール、電話等でご連絡します。

#### 4. 出店条件・料金

- ① 出店条件
  - ・出店に必要な営業許可証を取得し、食品衛生法等の法令及び本要項の内容を遵守すること。
  - ・あさひまつりの企画趣旨に賛同すること。
  - ・反社会勢力に関わりがないこと。
  - ・宗教、政治活動を目的としないこと。
  - ・著作権、肖像権を侵害しないこと。
  - ・実行委員会からのアンケート調査に協力すること。

- ② 出店料

- 【ふれあい横丁】

- ・町内事業者：5,000円/区画（D3.6m×W2.7m）※店舗名表示板代込
    - ・町外事業者：10,000円/区画（D3.6m×W2.7m）※店舗名表示板代込

- 【キッチンカー】

- ・町内事業者：5,000円/区画（D5.0m×W2.5m程度）
    - ・町外事業者：10,000円/区画（D5.0m×W2.5m程度）

- ③ 備品レンタル料

- ・テント 5,000円/区画
  - ・電源（コンセント2口） 3,000円/箇所
  - ・水道 3,000円/口
  - ・2層シンク（蛇口2口付） 5,000円/台
  - ・長机 1,000円/卓
  - ・パイプ椅子（プラスチック） 500円/脚

※【ふれあい横丁】出店の方は、必ずテントを利用してください。

※【ふれあい横丁】出店の方は、テント、長机、パイプ椅子等の持込みは、可能です。

※【キッチンカー】出店の方は、発電機等をご自身でご準備ください。

※【キッチンカー】出店の方は、備品レンタルを申し込むことは、できません。

## 5. 注意事項

### ① 出店全般について

- ・ 出店は、出店料等の入金確認をもって正式に決定となります。
- ・ 出店配置は、実行委員会で会場レイアウト等を考慮した上で決定します。
- ・ 出店決定後の自己都合によるキャンセルは受けかねます。また、出店者の都合による申込内容の変更、キャンセルに伴う出店料等の返金は、いたしません。
- ・ 不測の事態が生じた場合は、実行委員会がまつりの全部または一部の運営を中止、一時中断、再開の判断をします。出店者はこの決定に従うものとし、実行委員会はこれによって生じた出店者および関係者の損害を補償しません。ただし、まつり開催7日前までに中止を決定した場合は、出店料等は返金します。(振込手数料は、出店者負担とします)

#### 【協議対象となる事象の事例】

- ・ 気象状況悪化（台風、暴風・大雨・雷などの警報・注意報発令）
- ・ 熱中症、食中毒などの集団発生、感染症の拡大

### ② 出店当日について

- ・ 当日は、必ず申し込みした内容で出店してください。
- ・ まつり開催時間内の自己都合による出店中止は、禁止します。
- ・ 電源は1箇所あたりコンセント2口、1500Wです。容量を超えるとブレーカーが落ちて、他の出店者への迷惑となりますのでご注意ください。
- ・ 発電機を持ち込む際は、事前に実行委員会への申請を行ってください。
- ・ 火器を使用する場合は、安全に注意し、消火器を用意してください。
- ・ BGMを流すことは、禁止します。
- ・ 雨や荒天時の対応は、出店者で行ってください。また、集客数が大きく減少することが想定されますが、予めご了承ください。
- ・ 商品の盗難等に対し、実行委員会は、一切の責任を負わないものとします。
- ・ まつり当日は、消防署員の立入検査があります。消防署員から指導があった場合は、速やかに対応してください。
- ・ 出店について、実行委員会の指示に従えない場合や、実行委員会でまつりの運営上ふさわしくない（危険物の使用、公序良俗に反するもの等）と判断した場合は、まつりの途中でも出店を中止していただきます。その場合、出店料等は返金いたしません。
- ・ 出店権の譲渡は、禁止します。
- ・ 出店者駐車場は、役場北側駐車場です。原則1店舗1台でお願いします。

### ③ 衛生管理等について

- ・ 保健所が販売を禁止しているものは、販売できません。
- ・ 保健所や税務署等への申請手続きは、出店者で行ってください。申請を怠る、法令違反をして出店した場合は、出店を中止していただきます。その場合、出店料等は返金しません。
- ・ まつり前日または当日に保健所の職員がブースを訪問し、事前に提出した書類のとおり設営されているか確認しますので、その際にご協力ください。
- ・ 調理場周辺には、必ずゴミ袋等を設置してください。また、自店で発生するゴミは、責任を持ってお持ち帰りください。
- ・ 営業終了後は、使用した場所をきれいにし、原状回復に努めてください。

④ 搬入・搬出について

- ・搬入は、まつり前日の7月24日（金）13:00～21:00、まつり当日の7月25日（土）7:00～12:00 までとなります。
- ・搬出は、まつり終了後の21:30～となります。（翌日可）
- ・まつり前日から当日にかけての夜間警備は、行いません。

⑤ その他

- ・風で搬入した商品、備品等が倒れない、飛ばされないよう対応してください。
- ・実行委員会は、トラブル（食中毒など）に対して、実行委員会に過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- ・まつり当日、参加各店の写真を撮影します。写真はホームページや広報などで使用する場合がありますので、予めご了承ください。